

津軽・生命科学活用食料特区

都道府県名：

青森県

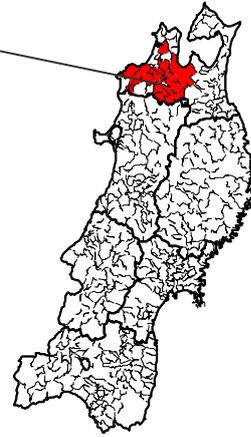
申請主体名：

青森県

区域の範囲：

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町、中津軽郡岩木町、南津軽郡藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村、北津軽郡板柳町、中里町及び鶴田町の全域

青森市、弘前市ほか



特区の概要：

青森県津軽地域は、農業生産に恵まれ、食品関連企業の立地、弘前大学などによる生命科学技術研究が集積するという地域特性を有している。この特性を生かし、食品製造業者等の農業参入により遊休農地等の有効利用を図るとともに、共同研究及び受託研究等によって研究交流を進める弘前大学と連携しつつ特区内の農産物を利用した新商品の開発を促し、アグリビジネスの展開を推進する。また、市民農園の開設や農地の権利取得後の下限面積緩和により、遊休農地の有効利用、都市農村交流の拡大を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・ 農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・ 市民農園の開設者の範囲の拡大
- ・ 農地取得後の農地下限面積要件の緩和

